

気象警報・緊急地震速報（警報）の発表時における学校の措置

令和元年10月23日
学校法人三重徳風学園

■ 暴風・大雨・大雪の場合

「大雨警報等」・・・大雨警報、大雪警報、暴風雪警報

「暴風警報等」・・・暴風警報、暴風特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報

- 1 始業前に、自分の居住する市町村（以下、「居住地」と言う。）に「大雨警報等」又は「暴風警報等」が発表された場合

警報の発表状況	学校の措置
①: 午前9時までに、居住地に「大雨警報等」又は「暴風警報等」が発表された場合	○「自宅待機」 登校しなくてよい。 以後は、下記の②-1、②-2、③のとおりとする。
②-1: 午前9時までに、居住地の「大雨警報等」が解除された場合	○「登校・授業実施」又は「自宅学習」 自宅待機を止め、解除後2時間程度の余裕を持って登校する。当日は、開始時間を遅らせて（原則として3限目から）授業を実施し、スクールバスは最終11時10分に亀山駅を発車する。 ただし、次のア～ウの場合は登校しなくてよい（自宅学習）。 保護者の協力を得て安全に登校できる場合は、この限りでない。 ア 亀山市又は通学経路（自宅～学校）に係る市町村に「暴風警報等」又は「大雨警報等」が発表されている場合 イ 道路・橋・河川の決壊・浸水等により登校が困難な場合 ウ 公共交通機関が運行されていない場合 また、自宅学習の場合は、その旨学校（担任）に電話連絡する。
②-2: 午前9時までに、居住地の「暴風警報等」が解除された場合	○「自宅待機」又は「登校・授業実施」 「大雨警報等」が発表されている場合は、登校しなくてよい。 「大雨警報等」が発表されていない場合は、上記②-1のとおりとする。
③ 午前9時の時点で、居住地の「暴風警報等」又は「大雨警報等」が解除されていない場合	○「自宅学習」 当日は、登校しなくてよい。 自宅学習の旨を学校（担任）に電話連絡する。

- 2 登校途中、亀山市又は通学経路（自宅～学校）に係る市町村に「暴風警報等」が発表された場合

○「帰宅・自宅学習」又は「学校待機」

登校しなくてよい。保護者に連絡するなどして、安全に十分留意して速やかに帰宅する。帰宅後に、自宅学習の旨を学校（担任）に電話連絡する。

なお、帰宅困難な場合は、安全確保のため「学校待機」とすることもある。

- 3 始業後に、三重県北中部・伊勢志摩、滋賀県南部・湖東のどこかに「暴風警報等」が発表された場合

○「授業中止・下校（帰宅）」

授業を中止し、速やかに下校（帰宅）する。ただし、気象状況、公共交通機関の運行状況等により、自分で安全に下校（帰宅）することが困難な場合は、保護者に連絡し、来校するまで学校で待機する。

※ 三重県北中部・伊勢志摩

いなべ市、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、津市、松阪市、多気町、明和町、伊賀市、名張市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町

※ 滋賀県南部・湖東

大津市南部、近江八幡市、守山市、野洲市、東近江市、草津市、栗東市、湖南市、甲賀市、竜王町、日野町、彦根市、多賀町、甲良町、豊郷町、愛荘町

■ 大規模地震の場合

1 始業前に、居住地に「緊急地震速報（警報）」が発表された場合

警報の発表状況	学校の措置
① 午前9時までに、居住地に「緊急地震速報（警報）」が発表された場合	○「自宅待機」 登校しなくてよい。 以後は、下記の②又は③のとおりとする。
② 午前9時までに、居住地の「緊急地震速報（警報）」が解除された場合	○「登校・授業実施」又は「自宅学習」 自宅待機を止め、解除後2時間程度の余裕を持って登校する。当日は、開始時間を遅らせて（原則として3限目から）授業を実施し、スクールバスは最終11時10分に亀山駅を発車する。 ただし、次のア～ウの場合は登校しなくてよい（自宅学習）。 ア 亀山市又は通学経路（自宅～学校）に係る市町村に緊急地震速報（警報）が発表されている場合 イ 道路・橋・河川の決壊・浸水等により登校が困難な場合 ウ 公共交通機関が運行されていない場合 また、自宅学習の場合は、その旨学校（担任）に電話連絡する。
③ 午前9時の時点で、居住地の「緊急地震速報（警報）」が解除されていない場合	○「自宅学習」 当日は、登校しなくてよい。 自宅学習の旨を学校（担任）に電話連絡する。

2 登校途中、亀山市又は通学経路（自宅～学校）に係る市町村に「緊急地震速報（警報）」が発表された場合

○「帰宅・自宅学習」又は「学校待機」 登校しなくてよい。徒歩・自転車通学生徒は身の安全を確保し、最寄りの避難所へ避難する。公共交通機関利用生徒は乗務員の指示に従って行動し、最寄りの避難所に避難する。その後、保護者に連絡するなどして、安全に十分留意して速やかに帰宅する。帰宅後に、自宅学習の旨を学校（担任）に電話連絡する。 なお、帰宅困難な場合は、安全確保のため「学校待機」とすることもある。

3 始業後に、三重県北中部・伊勢志摩、滋賀県南部・湖東のどこかに「緊急地震速報（警報）」が発表された場合

○「授業中止・下校（帰宅）」 授業を中止し、避難場所に避難した後、速やかに下校（帰宅）する。ただし、地震の影響状況、気象状況、公共交通機関の運行状況等により、自分で安全に下校（帰宅）することが困難な場合は、保護者に連絡し、来校するまで学校で待機する。
--

■ その他の場合

始業前に、居住地に土砂災害警戒情報、洪水警報、波浪警報、高潮警報等が発表された場合も、上記に準じて適切に判断・行動する。また、必要に応じて学校に問い合わせる。（0595-82-3561）